

# 役員等報酬規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人西予総合福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条第1項の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び理事長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、職員を兼務している者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員等 報酬

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 常勤の理事に対する報酬の額は別表第1に定める額
  - (2) 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表第2に定める額
- 2 前項の報酬は、次に定める報酬限度額の範囲内とする。
- (1) 常勤理事の報酬限度額 年額 500,000円
  - (2) 非常勤役員の報酬限度額 年額 120,000円

## (報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の方法は、役員給与規則第6条から第9条まで及び第27条の規定を準用する。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった場合は、パート職員の就業規則第31条第1項第2号を準用した額の交通費を支給する。ただし、常勤の理事に対しては支給しない。
- 2 役員等が、法人の業務上のため出張する場合は、別に定める旅費規則に基づいて、旅費を支給する。
  - 3 役員等が法人の職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

- 第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
  - 2 社会福祉法人西予総合福祉会役員等の給与、報酬及び実費弁償に関する規則（昭和63年4月1日制定）は廃止する。
- （平成29年8月8日）この規程は、平成29年7月1日から適用する。

別表第1（第4条第1項第1号）

区 分	報酬の額
理事長	月額 35,000円
常務理事	月額 24,000円
理事（常勤）	月額 12,000円

別表第2（第4条第1項第2号）

区 分	4時間未満の報酬の額	4時間以上の報酬の額
理事（非常勤）	5,000円	8,000円
監事	5,000円	8,000円
評議員	5,000円	8,000円
理事長が委嘱又は依頼した各種 委員会の委員	5,000円	8,000円